

徳島県選挙管理委員会告示第二十二号

平成十九年徳島県選挙管理委員会告示第十号（不在者投票を行うことができる施設を指定した件）の一部を次のように改正し、平成二十八年三月十四日から施行する。

平成二十八年三月二十三日

徳島県選挙管理委員会

委員長 西 川 政 善

一の表中147の項を148の項とし、43の項から146の項までを一項ずつ繰り下げ、42の項の次に次のように加える。

43	松永病院	徳島市南庄町4丁目63番地1
----	------	----------------